

災害時に避難行動要支援者が必要としている手助けをどのように行えば良いか、また、地域で暮らす避難行動要支援者は自分自身がどのように対応すれば良いかなどが重要な課題となります。

地域でできる日頃の備え

◆近所の人と交流を図る

周囲の人と日頃から積極的に交流を図りましょう。




◆災害時の連絡体制を確認する

災害発生時にはどこで落ち合うか、あらかじめ相談しておきましょう。




◆避難行動要支援者との交流を図る

日頃から近隣に住む高齢者や障がいのある方と接する機会を持ちましょう。



◆役割を分担する

災害発生時の安否確認や避難誘導などの役割分担を、あらかじめ決めておきましょう。



あなたも避難行動要支援者になるかもしれません！

災害時の避難支援対策は、特別なことではなく自分自身の身近な問題として考えなければなりません。

問い合わせ先

龍ヶ崎市役所

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 防災安全課 内線 350
0297-64-1111 (代表) 福祉総務課 内線 276
障がい福祉課 内線 269

災害時避難行動要支援者避難支援プラン

龍ヶ崎市では高齢者・障がいのある方を災害から守るための避難支援対策に取り組んでいます。

■避難支援プランとは

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自主防災組織・住民自治組織・民生委員児童委員・近所の方など地域が連携して支援をしていく制度です。



■避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、災害が発生した場合に、自らを守るための適切な行動が困難で何らかの助けを必要とする次の方が対象となります。



- | |
|-----------------------------|
| ① 65歳以上でひとり暮らしの方 |
| ② 要介護3以上の方 |
| ③ 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 |
| ④ 療育手帳（A）・Aの交付を受けている方 |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 |
| ⑥ 前各号に準ずる方で希望される方 |

■災害時に支援を受けるには

- ① 災害時に支援を受けるには、事前に「災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画登録調査書兼登録申請書」を提出してください。
- ② 支援のために必要な個人情報を自主防災組織・住民自治組織・民生委員児童委員等の避難支援等関係者に対して提出することに同意できる方が対象となります。

■提供する個人情報は

住所・氏名・電話番号・緊急連絡先・かかりつけ医療機関など、その他災害時に役立つと思われる情報です。あらかじめ本人から届け出ていただきます。



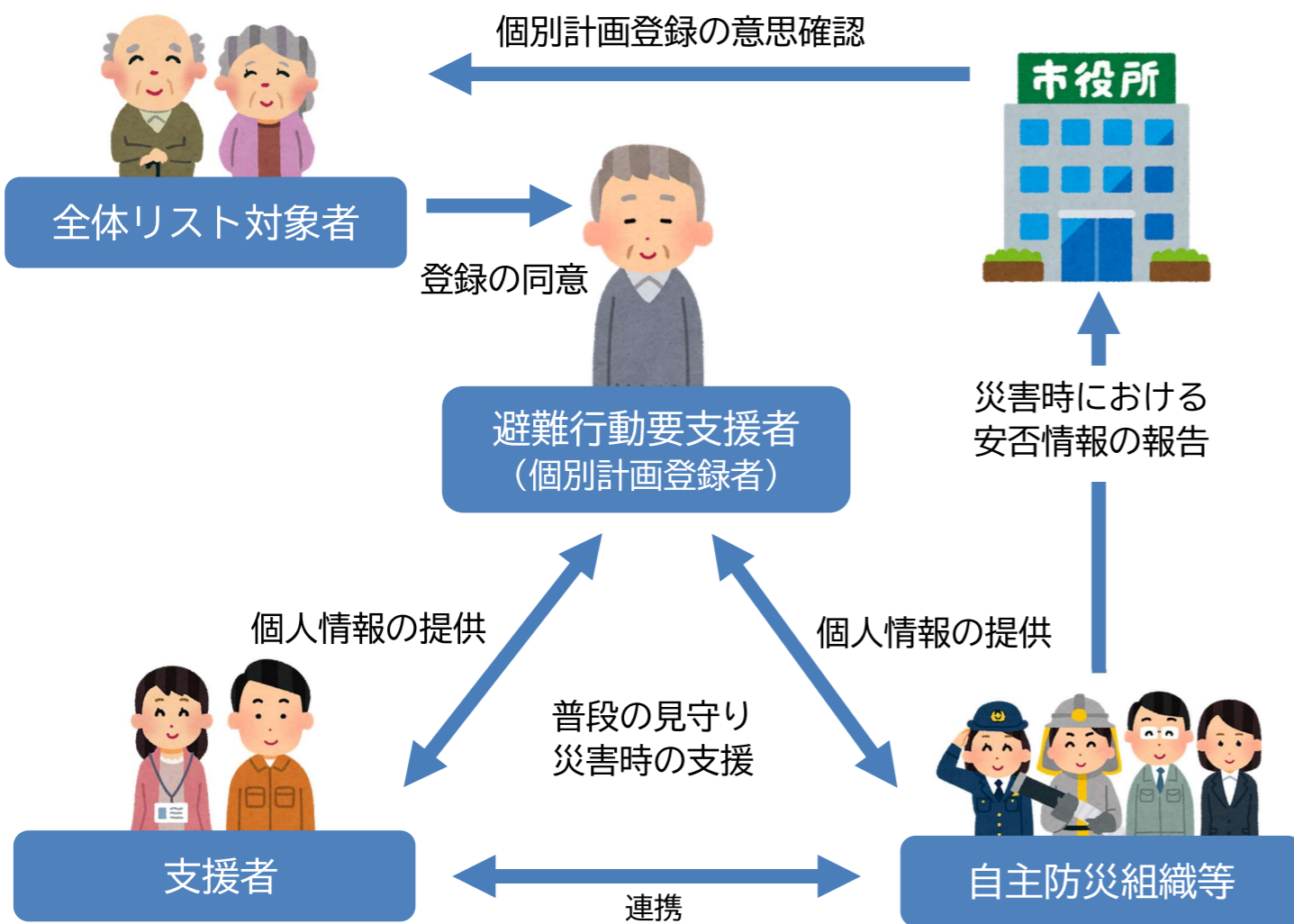
■支援者とは



支援者の役割は、災害が起きた時の安否確認や避難の手助けになります。避難支援の実効性を高めるためには、日頃からの声かけなど、避難行動要支援者・支援者の双方が、普段から気軽に話せる関係をつくるといった心がけが重要です。

※ 支援者は、お住いの地域の自主防災組織に選定をお願いします。なお、支援者にはできる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

■避難支援制度のしくみ



災害時避難イメージ

